

## 令和8年度那覇市保健所臨床検査業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）は、那覇市保健所で行う臨床検査業務を〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する目的で、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、感染症及び結核に関する臨床検査を乙に委託する。

### （契約単価）

第2条 甲が乙に委託する臨床検査の検査項目、専用容器及びそれらの単価は、別表のとおりとする。

### （検体の受け渡し）

第3条 甲から乙への検体の受け渡しは、甲・乙予め定める場所、時間及び手段にて行うものとする。

### （検査報告）

第4条 乙は、検体を受領した後、速やか且つ正確に乙の定める検査所で検査を実施し、乙指定の様式・方法により甲に検査結果を報告するものとする。

### （受託可能検査項目及び検査方法等）

第5条 乙の受託可能検査項目、検査方法、所要日数等については、総合検査案内（最新版）のとおりとする。

2 受託可能検査項目の追加、削除及び検査方法の変更等が生じた場合は、乙は速やかに甲に文書にて通知するものとする。

### （契約期間）

第6条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （請求支払）

第7条 乙は、第2条に定める単価より積算された検査委託料に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定（以下「法定」という。）に基づく、消費税及び地方消費税相当額を加えた額を毎月末日締め切りにて甲に請求し、甲は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

2 支払いは、銀行振込で支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。

(契約変更)

第9条 本契約に該当する診療報酬点数が改定された場合は、甲・乙協議のうえ第2条の一部を変更することができる。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申し出があったとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。

2 甲は前項の規定により、この契約を解除したときは、検査が完了したものについては、その報告書の提出を受けるものとし、当該提出を受けたときには、当該提出分の委託料を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務の実施にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えたときには、乙はその損害を賠償しなければならない。

(疑義決定)

第14条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じた場合は、本契約の主旨に沿い、甲・乙互いに誠意をもって協議決定する。

(追認)

第15条 甲、乙は、令和8年4月1日からこの契約の締結の日の前日までになされた行為を追認し、この契約の定めによってされたものとみなす。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那霸市泉崎1丁目1番1号  
那霸市  
那霸市長 知念 覚

乙

別記

| No. | 項目名・容器名                | 検査方法     | 単価 |
|-----|------------------------|----------|----|
| 1   | 結核菌特異的 IFN- $\gamma$   | ELISPOT法 |    |
| 2   | 結核菌群核酸同定               | 核酸増幅法    |    |
| 3   | 抗酸菌塗抹                  | 集菌蛍光法    |    |
| 4   | 抗酸菌培養                  | 小川法      |    |
| 5   | HCV 抗体                 | ELISA法   |    |
| 6   | HCV-RNA 定量             | 核酸増幅法    |    |
| 7   | HTLV-1 抗体              | ELISA法   |    |
| 8   | HTLV-1 抗体              | LIA法     |    |
| 9   | 淋菌及びクラミジアトラコマチスDNA同時同定 | 核酸増幅法    |    |
| 10  | 子宮頸管検体採取セット            |          |    |
| 11  | HIV 抗原・抗体              | ELISA法   |    |
| 12  | HIV-1/2 特異抗体           | イムノクロマト法 |    |
| 13  | HIV-1RNA 定量            | 核酸増幅法    |    |
| 14  | HIV-1RNA 定量専用容器        |          |    |

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### (事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用されることがあることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(個人情報の返還ないし廃棄)

第10 乙が、検体検査の結果、検査に対する評価、検査所見などを甲に報告するなどして委託の目的を終了した場合の個人情報の返還ないし廃棄に関しては、別途甲、乙間で協議して定めるものとする。但し、法令等により別途規定されている場合は、これを遵守するものとする。

2 乙は、委託の目的を終了した個人情報を廃棄する場合には、裁断するなどして個人情報を復元できない形にして廃棄する。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、隨時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。